

(表)

様式第 38 号 (第 22 条の 2 関係)

令和 年 月 日

広島県知事様

受付印

印
所在地
名称
代表者氏名

印

税額控除寄附金指定申請書

次のとおり、広島県税条例第38条の2第1項第3号への指定を受けたいので、広島県税規則第22条の2第1項の規定によって申請します。

- 1 指定を受けようとする寄附金の名称
- 2 指定を受けようとする期間
- 3 寄附金の募集の目的及び用途
- 4 添付書類
- 5 連絡先
所在地
電話番号
担当者氏名

(注) 指定を受けようとする期間の欄は、指定を受けようとする年の1月1日から起算して2年以内の期間を記入してください。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A列4とする。

(裏)

申請書には、次表の左欄に掲げる寄附金の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる書類を添付してください。

寄附金の区分	書 類
1 所得税法（昭和40年法律第33号）第78条第2項第2号に規定する財務大臣が指定した寄附金	(1) 所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第216条第2項に規定する財務大臣の指定を受けたことを証する書類 (2) 寄附金の使途を記載した書類 (3) 寄附金の募集の目的及び目標額並びにその募集の区域及び対象を記載した書類 (4) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
2 所得税法第78条第2項第3号に規定する寄附金	(1) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第1号の2に掲げる法人に該当する場合には、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第7条に規定する総務大臣又は都道府県知事の認可を受けたことを証する書類 (2) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号に掲げる法人に該当する場合には、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第4条に規定する行政庁の認定を受けたことを証する書類 (3) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第4号に掲げる法人に該当する場合には、私立学校法（昭和24年法律第270号）第31条に規定する所轄庁の認可を受けたことを証する書類 (4) 申請者が所得税法施行令第217条第1項第3号、第5号及び第6号に該当する場合には、当該申請者の登記事項証明書 (5) 申請者の定款又は寄附行為 (6) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (7) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (8) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
3 租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第41条の18の3の規定により特定寄附金とみなされる認定特定非営利活動法人に対する寄附金	(1) 租税特別措置法第66条の11の2第3項に規定する国税庁長官の認定を受けたことを証する書類 (2) 申請者の定款 (3) 申請者の申請の日を含む事業年度の収支予算書 (4) 申請者の申請の日を含む事業年度開始の日前1年以内に開始する事業年度の収支決算書 (5) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類
4 所得税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第23号）附則第55条の規定によりなおその効力を有することとされる同法第8条の規定による改正前の租税特別措置法第41条の18の2第1項の規定により特定寄附金とみなされる特定地域雇用等促進法人に対する寄附金	(1) 地域再生法（平成17年法律第24号）第19条第1項に規定する特定地域雇用等促進法人に該当することを証する書類（同項の認定地方公共団体が認定を受けた同法第8条第1項に規定する認定地域再生計画（当該特定地域雇用等促進法人に係る認定地域再生計画に限る。）の区域の記載のあるものに限る。） (2) 本県における過去2年以内の活動実績を証する書類及び今後2年以内の活動予定を記載した書類